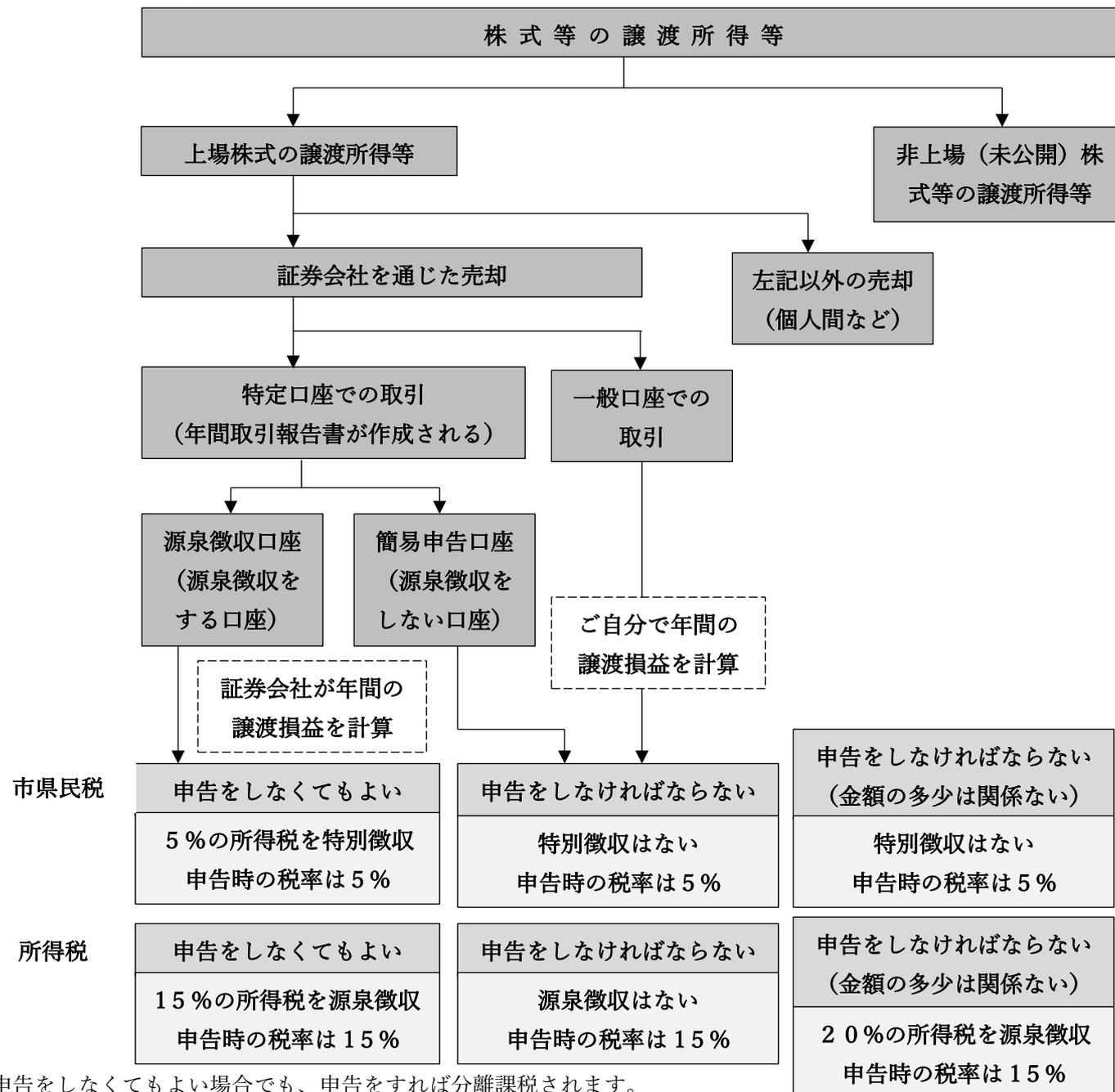


株式等の譲渡所得等



申告をしなくてもよい場合でも、申告をすれば分離課税されます。

また、特別徴収された株式等譲渡所得割額が所得割から、源泉徴収された所得税額が所得税から差し引かれます。

そして、控除し切れなかった分は、還付されます。

《申告するのとしらないのとで、どちらが有利かは人によって異なります。》

損益通算

株式の譲渡によって生じた損失は、株式等の譲渡所得等の間でのみ損益通算をすることができ、他の所得と損益通算をすることはできません。

また、他の所得から生じた損失も、株式等の譲渡所得等と損益通算をすることができません。

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

上場株式を証券会社を通じて売却して生じた損失のうち、その年に控除し切れなかった金額は、確定申告をすることで、翌年以降3年間にわたって株式等の譲渡所得等から控除することができます。

一方、純損失の繰越控除を株式等の譲渡所得等から控除することはできません。